別表1　国家資格等の資格に基づき当該資格に係る業務に従事する者

【甲】

コードNo.	職　種
1001	医師
1002	歯科医師

【乙】

コードNo.	職　種	コードNo.	職　種
1003	薬剤師	1011	義肢装具士
1004	保健師	1012	歯科衛生士
1005	助産師	1013	言語聴覚士
1006	看護師	1014	あん摩マッサージ指圧師
1007	准看護師	1015	はり師
1008	理学療法士	1016	きゅう師
1009	作業療法士	1017	柔道整復師
1010	視能訓練士	1018	栄養士（管理栄養士を含む）

【丙】

コードNo.	職　種
1019	社会福祉士
1020	介護福祉士
1021	精神保健福祉士

※１　**国家資格等の資格に基づく当該資格に係る業務とは、**免許（資格免許証、資格登録証）等に記載された登録年月日以降に従事した業務のことです。

※２　国家資格を保有していない場合は注意が必要です。

〈例１　受験資格あり〉「相談業務」と「介護福祉士」資格に基づく業務の場合

平成25年４月１日に特別養護老人ホームＡで生活相談員として就職、その後平成28年4月1日「介護福祉士」資格を取得（登録）し介護福祉士として業務に就く。

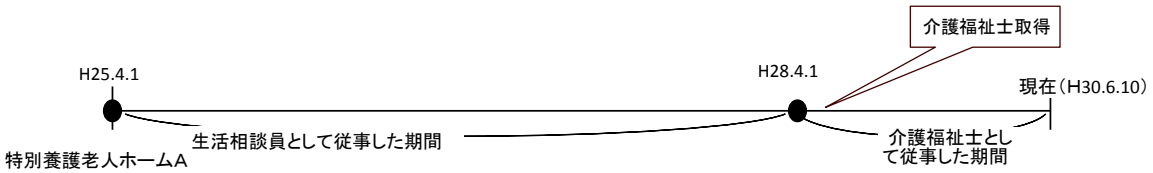

この場合の「実務経験証明書」は、「コードNo. 2004」「生活相談員」として従事した「平成25年４月１日～平成28年3月31日」までと、「介護福祉士」として従事した「平成28年4月1日～平成30年6月10日」までの2枚と「コードNo. 1020」「介護福祉士」の資格の写しが必要です。

〈例２　受験資格無し〉「ホームヘルパー2級」と「介護福祉士」業務の場合

平成25年４月１日に訪問介護事業所Ａに訪問介護員として就職し、その後平成28年4月1日に「介護福祉士」資格を取得（登録）特別養護老人ホームＢで介護福祉士として業務に就く。

今年度介護福祉士等、国家資格を保有せずに訪問介護員として業務に従事した期間は、本試験の実務経験期間には含まれません。
この場合は介護福祉士登録後に従事した２年２ヶ月が実務経験となりますので受験はできません。

※３　実務経験期間には、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は、実務経験期間に認められないので注意して下さい。